

## — 目次 —

- 平成30年9月の税務
- 働き方改革関連法の成立
- 欠損金の繰戻しによる還付と事業税および法人住民税での調整

いつもお世話になっております。

季節では夏の終わりと申しながらまだまだ暑い日がつづきますね。

夏の疲れが出てくる頃です。ご無理などなさいませぬよう、  
お願い申し上げます。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 平成30年9月の税務

9/10

- 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/1

- 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

税理士

漆畑 邦裕

〒420-0868  
静岡市葵区宮ヶ崎町 85-7

TEL : 054(252)9303  
FAX : 054(270)6692



## ＜税務/会計トピックス＞

## 働き方改革関連法の成立

## ◆迫られる残業削減・生産性の向上

政府が今国会の最重要法案としていた働き方改革関連法が6月29日に成立、2019年4月から順次施行されます。無駄な残業を減らし、時間ではなく成果を評価する方向に舵を切ることになります。単純な作業は機械やITに任せ、効率化を進め、 unnecessaryな残業は減らし、生産性向上を目指すようになるでしょう。というのも残業に上限時間規制が課せられたからです。業務の見直しや人の増員等の対応に迫られるかもしれません。

## ◆適用される大きな柱は3つ

- (1)働き方に最も大きな影響を与えるのは日本の労働法制で初めて導入される残業時間の上限規制です。労働基準法では労働時間は原則1日8時間・週40時間となっていますが、労使協定を結べば残業時間を無制限に設定できるのが実態でした。現在目安時間である「月45時間、年間360時間」が法制化され2～6か月平均で80時間以内、単月で100時間未満に抑え月45時間を超してよいのは年6回までです。(2020年4月)
- (2)脱時間給的働き方は年収1075万円以上の金融のディーラーやコンサルタント、アナリスト等を対象に残業代や休日手当の支給対象外とします。(2019年4月)
- (3)非正規労働者の処遇を改善する措置では正規と非正規の不合理な待遇差があることを禁じ、「同一労働、同一賃金」の実現を目指します。勤続年数や能力、仕事が同じなら原則、同じ基本給にする等賃金体系の見直しが必要になるかもしれません。(2021年4月)

## ◆その他の働き方改革関連法(2019年4月)

- (1)勤務間インターバルの努力義務…退社から出社までに一定時間の休息を確保
- (2)年次有給休暇の取得義務…年に5日は有給休暇を消化させなければならない
- (3)労働時間の把握義務…事業所に働く人の労働時間を客観的に把握する必要
- (4)フレックスタイム制の拡大…労働時間を1か月から3か月単位で調整可能に
- (5)中小企業の割増賃金は残業月60時間超えで割増率を50%以上に(2023年4月)



## 欠損金の繰戻しによる還付と事業税および法人住民税での調整

### ◆欠損金の繰戻しによる還付

前期が黒字で納税し、当期が赤字となった場合に、前期の税金の一部を還付してもらえる制度があります。青色申告法人の欠損金の繰戻し還付制度です。これは、平成4年4月1日から適用が停止されていますが、一定の場合（①解散等や②中小企業者等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額）には除外となっており、青色申告の中小企業には、所定の要件を満たせば、適用されています。

### ◆法人税と地方税での取扱いの違い

この規定は国税である法人税（地方法人税含む）の繰戻し還付であり、地方税である事業税や住民税には適用されません。

1) 事業税－事業税では還付制度がないため、欠損金額は、常に繰越控除の対象となります。そのため、法人税の欠損金の明細の「別表七（一）」と事業税の欠損金明細の「第六号様式別表九」とでは差が生じます。

2) 住民税－欠損金の繰戻しで法人税額の還付を受けた場合は、その還付法人税額を限度として計算した額を、その後の各事業年度（7年）における法人税割の課税標準となる法人税額から控除することとなります。

具体的には、法人事業税・法人県民税確定申告書（第六号様式）の「還付法人税額等の控除額」として記載され、法人税割額を計算する際に調整されることとなります。また、法人市民税も同様に調整されます。これは、法人住民税の法人税割の課税標準が法人税額に拠っているためです。

### ◆繰戻し還付から数年経つ場合は見直しを

事業税は繰越控除額をそのまま引き継ぐので適用漏れの心配はいりません。一方、住民税は所定の欄に記載をしないと適用されません。繰戻し還付をした翌年や翌々年であれば適用忘れは少ないでしょう。しかしながら、繰戻し還付後に再度欠損が継続し、法人税割額が発生していなかったような場合は、適用漏れとなる恐れもあります。特に、途中で顧問税理士が変わっていたり担当者が退職していたりした場合、直近5年分の申告書控えは引き継いでいたが、7年前の繰戻し還付の引継ぎが漏れていたということも起こりかねません。

過去に繰戻し還付をしたことがある場合には、住民税の法人税割額が再発生した年度に遡って「還付法人税額等の控除額」の適用漏れがなかったか確認してみましょう。

